

役員及び評議員報酬規程

社会福祉法人 八晃会

役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八晃会の役員及び評議員の報酬・費用弁償及び出張旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 業務執行理事には報酬を支給することができる。

2 報酬は現金で支給する。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、理事会1回の出席（報告）につき5,000円とする。

(支給日)

第4条 報酬の支給日は、第2条による支払い事由の発生した日とする。

(費用弁償)

第5条 役員及び評議員には、理事会・評議員会、監査及び理事長が承認した法人業務の執行等による出席に要する費用を弁償する。

(費用弁償の額)

第6条 費用弁償の額は、利用する交通手段の種類にかかわらず1日につき1,000円とする。

(支給日)

第7条 費用弁償の支給日は、第5条による支払い事由の発生した日とする。

(出張旅費)

第8条 役員が、理事長が承認した法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 報酬は1日につき、5,000円とする。
- 3 旅費は、交通費実費とする。
- 4 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。